

様式 1

契印

4中第二中教第 58号
令和5年3月2日

中野区教育委員会 殿

学校名 中野区立第二中学校

校長名 曾我 竜也 公印

令和5年度 特別支援教室の教育課程について（届）

このことについて、学校教育法施行規則第140条の規定に基づき、特別支援教室による指導を下記のとおりお届けいたします。

記

1 特別支援教室の教育目標

学校の教育目標を受け、発達障害等のある生徒に対して、障害による困難の改善又は克服を目的とする指導である自立活動について、学校生活支援シートに基づき、巡回指導教員と在籍校学級担任が協働して行うなど、学校全体で組織的に行う。指導に当たっては、人間尊重の精神と人間相互の信頼を基盤として、発達障害等のある生徒が抱える困難さを改善し、在籍学級の中で他の生徒とともに有意義な学校生活を送り、人間性豊かな生徒の育成を目指す。

2 教育目標を達成するための基本方針

- ・生徒一人ひとりを温かく見守りながら、発達障害等のある生徒一人ひとりの障害の課程や発達段階を踏まえ、巡回指導教員及び在籍学級担任、保護者、関係機関等が連携し、連携型個別指導計画を作成・活用するとともに、指導の内容について定期的に評価していく。
- ・発達障害等のある生徒について、校内委員会を開催し、巡回指導教員や巡回相談員等の助言を受け、適宜指導内容について評価を実施する。

3 指導の重点

- ・発達障害等のある生徒一人ひとりが抱える困難さの背景や要因等を明らかにするとともに、在籍する学級の状況、他の生徒との人間関係等を十分に把握し、生徒一人ひとりの困難さに応じた自立活動を実施する。
特に必要があるときは、障害の状態に応じて各教科の内容を取り扱いながら行うことができる。
- ・在籍学級での集団参加を促したり、コミュニケーション能力を養うために、生徒の実態によって効果的に小集団指導を取り入れたりするなど指導方法を工夫する。

4 その他の配慮事項

- ・在籍学級や家庭、地域、医療機関等の外部の専門機関等の連携の充実を図る。
- ・巡回する臨床発達心理士等による指導・助言の効果的な活用を図る。
- ・様々な機会を活用し、生徒や保護者への特別支援教育の促進を図る。
- ・生徒一人ひとりの障害特性に応じ、学校全体における教室環境の整備を図る。
- ・特別支援教育の専門性の向上を図るため、校内研修を計画的に実施する。